

第1回三重県地籍調査推進検討会 事項書

日時：令和6年7月23日(火)13時50分～14時

場所：県庁3階 秘書課 プレゼンテーションルーム

1 三重県地籍調査推進検討会の目的と取組内容について

2 今後のスケジュールについて

(配布資料)

- ・ 座席表
- ・ 出席者名簿
- ・ **資料1** 「1. 三重県地籍調査推進検討会の目的と取組内容について」
- ・ **資料2** 「2. 今後のスケジュールについて」
- ・ **参考資料** 三重県地籍調査推進検討会設置要綱

三重県地籍調査推進検討会 出席者名簿

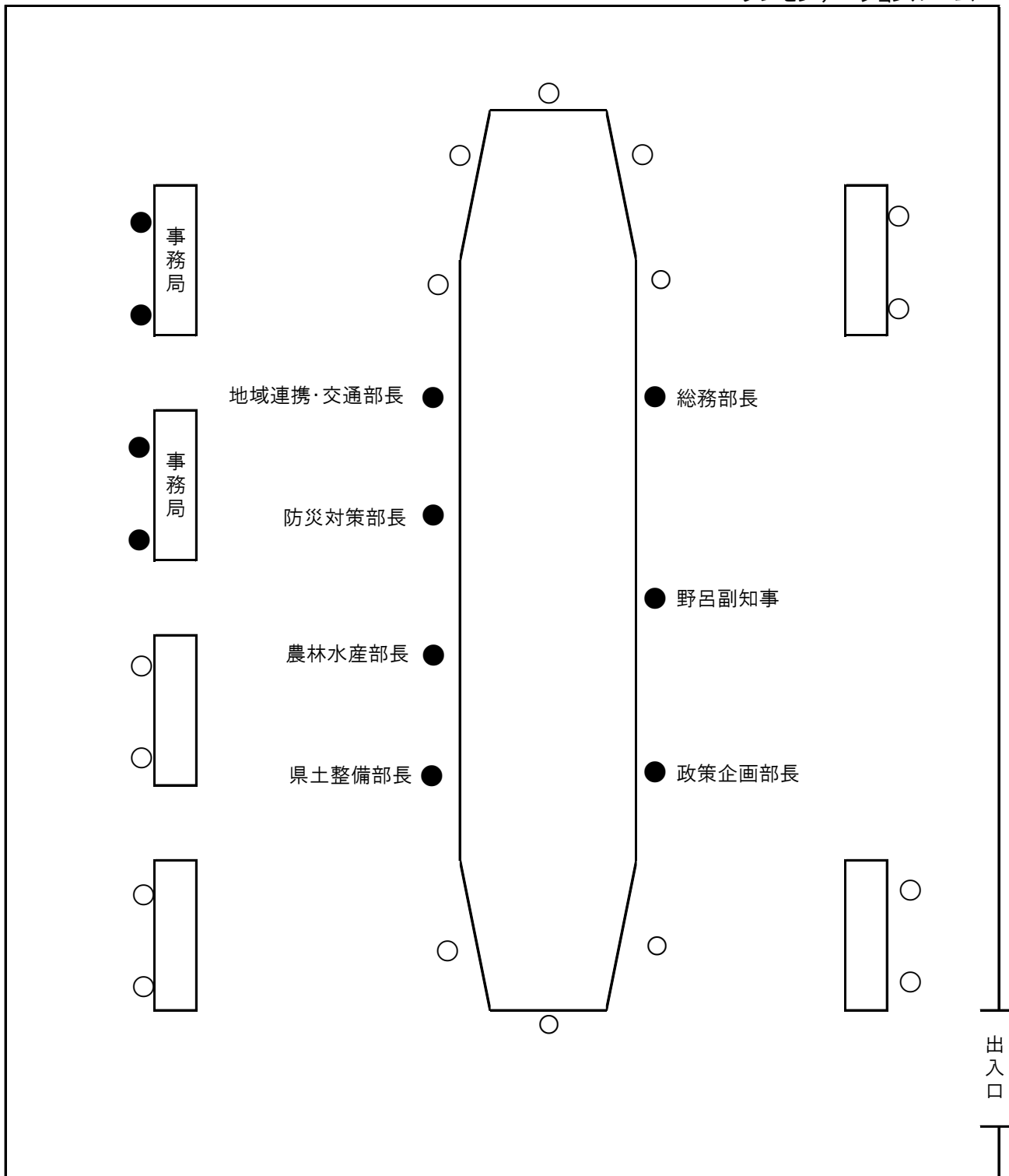
令和6年7月23日(火) 13:50～
県庁3階 プレゼンテーションルーム

(敬称省略)

	氏名	
副知事	野呂 幸利	
総務部長	後田 和也	
政策企画部長	小見山 幸弘	
地域連携・交通部長	長崎 禎和	
防災対策部長	楠田 泰司	
農林水産部長	中野 敦子	
県土整備部長	若尾 将徳	

第1回 三重県地籍調査推進検討会(7月23日)座席表

プレゼンテーションルーム



1 三重県地籍調査推進検討会の目的と取組内容について

1. 地籍調査の効果と三重県地籍調査推進検討会設置の目的

地籍調査を実施することにより、土地の境界や面積が明確になることから、

- ① 土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用
 - ② 公共事業の効率化
 - ③ 災害復旧の迅速化
- などの効果がある。

三重県の地籍調査の進捗率が、令和5年度末時点で全国平均の53%に対し、10%である現状を踏まえ、進捗に影響を及ぼしている課題を明らかにし、課題解決に向けての対応方針等を検討することを目的に「三重県地籍調査推進検討会」を設置する。

2. 三重県地籍調査推進検討会で取り組む主な内容

① 現状の把握

市町の進捗率にはバラツキもあることから、それぞれの現状を把握する。

② 課題の明確化

把握した現状から進捗に影響を及ぼしている課題を明らかにする。

③ 対応方針等の検討と取組の推進

浮かび上がった課題への対応方針等を検討するとともに、対応方針等に基づく各取組を推進する。

(参考) 三重県内の地籍調査の状況

令和5年度末時点		三重県	全国平均
全面積		5,774.4 k m ²	377,974 k m ²
調査対象外面積 (国有林野・公有水面等)		394.1 k m ²	90,008 k m ²
調査対象面積 実施面積 (進捗率)		5,380.3 k m ² 535.9 k m ² (10%)	287,966 k m ² 151,623 k m ² (53%)
人口集中地区 (D I D地区)	対象面積 実施面積 (進捗率)	189.5 k m ² 44.6 k m ² (24%)	12,673 k m ² 3,413 k m ² (27%)
D I D以外	宅地	対象面積 実施面積 (進捗率)	611.3 k m ² 96.4 k m ² (16%)
	農地	対象面積 実施面積 (進捗率)	1,170.5 k m ² 224.0 k m ² (19%)
	林地	対象面積 実施面積 (進捗率)	3,409.0 k m ² 171.0 k m ² (5%)

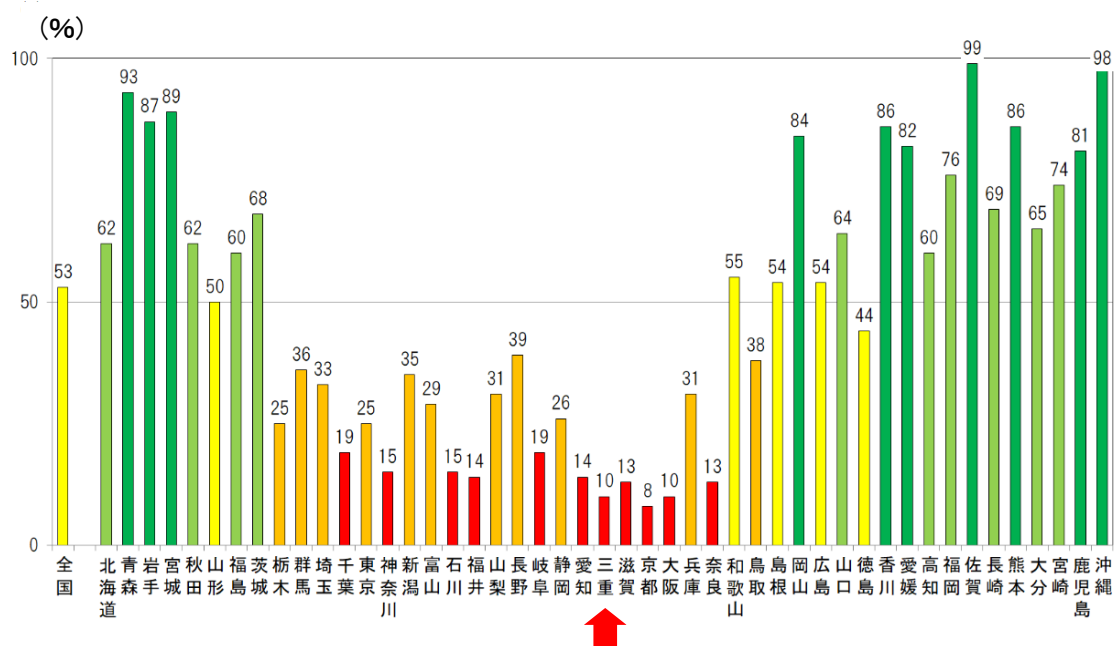
※人口集中地区 (D I D地区)

国勢調査において設定される人口密度が4,000人/km²以上で、隣接した地域の人口が5,000人以上の地区

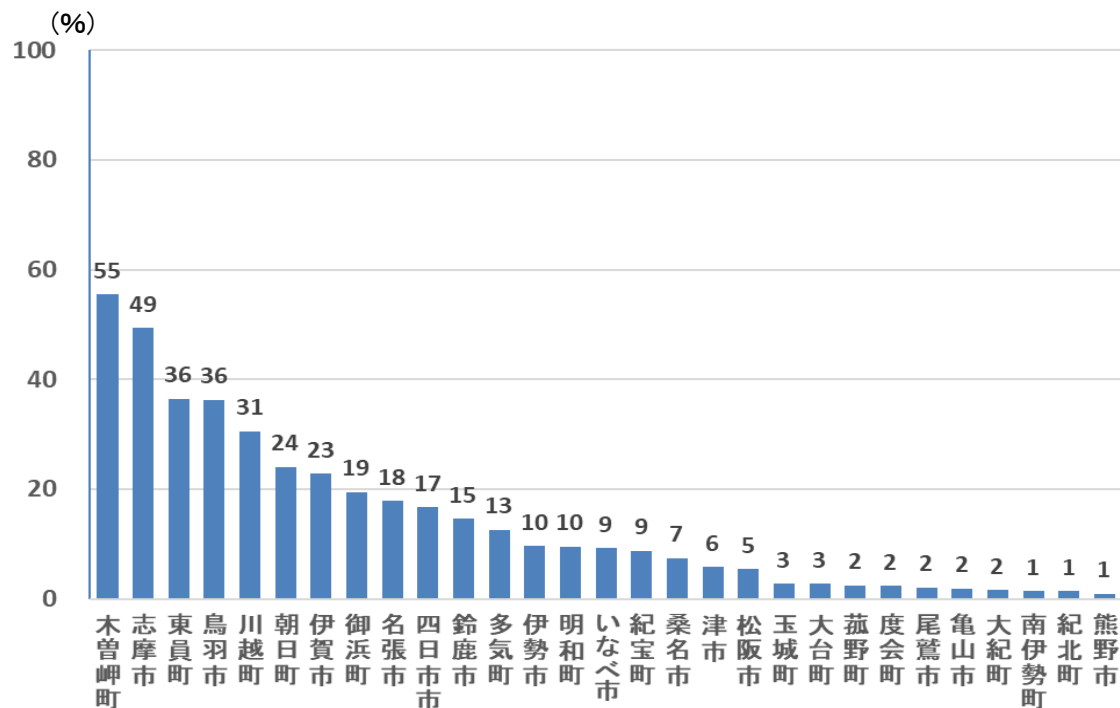
※数値は、それぞれ四捨五入によっているため合計及び比率は一致しない場合があります。

【参考】地籍調査の現状（令和5年度末時点）

1. 全国の進捗率



2. 三重県内市町別の進捗率



2. 今後のスケジュールについて



三重県地籍調査推進検討会設置要綱

(目的)

第1条 三重県における地籍調査を推進するため、三重県地籍調査推進検討会（以下「推進検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進検討会は、次の事務を所掌する。

- 一 三重県における地籍調査の推進に向けた調査、検討、調整に関すること。
- 二 その他、地籍調査の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進検討会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 総務部長
 - 二 政策企画部長
 - 三 地域連携・交通部長
 - 四 防災対策部長
 - 五 農林水産部長
 - 六 県土整備部長

(推進検討会)

第4条 推進検討会は必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、推進検討会の議長となる。
- 3 座長は、必要に応じて関係する部局等の職員に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進検討会を円滑に行うため、担当課長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括するものとし、地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 総務部 財政課長
 - 二 政策企画部 政策企画総務課長
 - 三 防災対策部 災害対策推進課長

四 農林水産部 農林水産総務課長
農業基盤整備課長
農地調整課長
森林・林業経営課長

五 県土整備部 県土整備総務課長
公共用地課長
技術管理課長

5 幹事会は、幹事長がこれを招集する。

6 幹事が幹事会を欠席する場合には、幹事が指名するものを代理として出席させることができる。

7 幹事会には、幹事長が必要と認めるものの出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進検討会の庶務は、水資源・地域プロジェクト課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進検討会の運営に必要な事項は推進検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。